**成年後見人等への通知送付先住所登録届（新規・変更・取消）**

（宛先）御前崎市長・御前崎市福祉事務所長・静岡県後期高齢者医療広域連合長

御前崎市から本人（被後見人等）宛に送付される郵便物等は、成年後見人等宛に送付するよう届け出るとともに、関係課で情報を共有することに同意します。本人が被保佐人または被補助人である場合は、前記の情報共有に係る本人の同意を得ていることを申し添えます。なお、送付先登録に伴う一切の責任については届出人が負い、添付書類記載内容については、現在も相違ありません。また、届出内容に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 届出年月日： 　　 年　　 月　　 日 |
| 届出人・送付先 | ﾌﾘｶﾞﾅ |  | 本人との関係に○をつけてください | 成年後見人　・　保佐人補助人　・　任意後見人 |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　 |
| 住所電話 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　　　（　　　） |
| 〒　　　　　　　　　　 　 【送付先を事務所等に設定される場合はご記入ください】電話　　　　　　（　　　） |

※ 郵便物の宛名に本人（被後見人等）の氏名を記載する場合もありますのでご了承ください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （被後見人等）本　人 | ﾌﾘｶﾞﾅ |  | 生年月日 | 明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成　　　　　年　　　月　　　日 |
| 氏名 |  |
| 住所電話 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　　　（　　　） |
| （窓口に来た方）申請人 | ﾌﾘｶﾞﾅ |  | 生年月日 | 明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成　　　　　年　　　月　　　日 |
| 氏名 |  |
| 住所電話 | 〒　　　　　　【届出人と申請者が同じ場合は「届出人に同じ」とご記入ください。】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　　　（　　　） |

【添付（持参）書類等】

・「登記事項証明書（発行日より３ヵ月以内の原本）」。登記完了前であれば「審判書謄本と確定証明書（原本）」も可

　※登記事項証明書のコピーを取らせていただきます。

・委任状（窓口に来た方と届出人（後見人等）が異なる場合）

・窓口に来た方の身分証明書（□運転免許証、□マイナンバーカード、□健康保険証、□その他：　　　　　　　）

・送付先が事務所等の場合、住所地の分かるもの（名刺・パンフレットなど）

**〔提出先〕この登録届（新規・変更・取消）は、高齢者支援課へ提出してください。**

**住所：御前崎市池新田5585番地 御前崎市役所西館１階**

**電話：0537-85-1118　　FAX：0537-85-1142**

【裏面の送付先変更対象書類を確認の上、郵便物等の送付先の登録を希望する項目にㇾ点を付けてください】

・今回申請または該当しなかった項目の送付先登録は改めて手続きをお願いします。

・全ての登録に関し、年齢未到達などで非該当となった項目は、該当した時点で改めて手続きが必要となります。自動的に送付先登録しませんのでご注意ください。

・後日担当課から問い合わせをする場合があります。

・住民票や税証明などの交付申請や各種申告については、担当課でその都度手続きする必要があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民課（国保年金室） | 福祉課 | 高齢者支援課 |
| 国民健康保険　 □資格関係/給付関係後期高齢者医療 □資格関係/給付関係□保険料関係 | □生活保護事業に関すること□障害福祉に関すること | □老人福祉法に関すること□在宅福祉サービスに関すること□介護保険に関すること |
| 税務課 | 維持管理課 | 健康づくり課 |
| □市県民税に関すること□固定資産税に関すること□国民健康保険税に関すること□軽自動車税に関すること | □市営住宅に関すること | □健診に関すること□予防接種に関すること |
| 上下水道課（水道お客様センター） |
| □水道等に関すること |

《送付先変更対象書類》

※ 全ての項目において、今回非該当でも後日、該当となった場合は改めて届出が必要です。

※ 既に発送準備が整っている通知等に関しては、届出日によっては変更前住所に届いてしまうことがありますので、　　ご了承ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 国民健康保険 | 〔市民課 国保年金室（本庁舎１階）〕　電話0537-85-1171　FAX0537-85-1172・資格関係　**対象者：国民健康保険加入中の世帯主（1人世帯に限る。）** 　⇒　被保険者証、高齢受給者証・給付関係　**対象者：国民健康保険加入中の世帯主（1人世帯に限る。）** 　⇒　高額療養費支給申請書、給付関係決定通知書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額認定証 |
| 後期高齢者医療 | 〔市民課 国保年金室（本庁舎１階）〕　電話0537-85-1171　FAX0537-85-1172・資格関係　**対象者：75歳以上の被保険者、65歳以上で障害認定された方**　⇒　被保険者証・給付関係　**対象者：75歳以上の被保険者、65歳以上で障害認定された方（被保険者が亡くなった場合のご家族）**　⇒　高額療養費支給申請書、給付関係決定通知書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額認定証・保険料関係　**対象者：75歳以上の被保険者、65歳以上で障害認定された方（被保険者が亡くなった場合のご家族）**　⇒　保険料額決定（変更）通知書、督促状、催告書等 |
| 生活保護 | 〔福祉課 保護係（西館1階）〕　電話0537-85-1121　FAX0537-85-1144・生活保護関係　**対象者：現在、受給中の方**　⇒　生活保護に関する全ての通知 |
| 障害福祉サービス | 〔福祉課 障がい支援係（西館1階）〕　電話0537-85-1121　FAX0537-85-1144・障害手帳関係　**対象者：既に認定されている方**　⇒　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳・障害医療関係　**対象者：現在、受給中の方**　⇒　認定通知書、現況届、受給者証（重度障害者（児）医療受給者証、自立支援医療受給者証等）・障害福祉サービス関係　**対象者：現在、受給中の方**　⇒　障害区分認定通知書、サービス支給決定通知書、受給者証 |
| 介護保険 | 〔高齢者支援課 介護保険係・介護認定係（西館1階）〕　電話0537-85-1118　FAX0537-85-1142・資格・認定関係　**対象者：第1号被保険者（65歳以上）、認定申請している第2号被保険者（40～64歳）**　⇒　被保険者証、負担割合証、要介護認定に係る期限更新のご案内、要介護認定関係通知、負担限度額認定証・給付関係 **対象者：要支援・要介護認定を受けている第1号被保険者・第2号被保険者**⇒　高額介護予防サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、住宅改修、福祉用具（販売・貸与）など、給付費に関する各種通知・保険料関係 **対象者：第１号被保険者（65歳以上）**⇒　介護保険料の納付に関する各種通知 |
| 措置・在宅福祉サービス | 〔高齢者支援課 高齢者福祉係（西館1階）〕　電話0537-85-1118　FAX0537-85-1142・老人福祉法の措置関係　**対象者：現在、措置されている方**　⇒　措置開始（廃止）決定通知、徴収金決定（変更）通知書、徴収金納付書・在宅福祉サービス関係　**対象者：現在、サービスを受けている方**　⇒　サービス支給決定通知書、サービス利用負担徴収金納付書 |
| 健診・予防接種 | 〔健康づくり課　健康推進係、地域医療係（西館３階）〕　電話0537-85-1123　FAX0537-29-8731・健康診断（検診）　（胸部検診・胃がん検診・大腸がん検診　他）　⇒　案内通知　・予防接種（高齢者の予防接種　インフル・コロナ・肺炎球菌　他）　⇒　案内通知　 |
| 市　税 | 〔税務課 資産税係、市民税係、収納推進室（本庁舎1階）〕　電話0537-85-1114　FAX0537-85-1138市県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税の納税通知書、更正決定通知書、督促状、催告書、還付通知書等の**各種通知の送付先変更**※市県民税 固定資産税については、別途、納税管理人の選任を依頼することがあります。・市県民税、国民健康保険税に関すること　⇒　税務課 市民税係・固定資産税、軽自動車税に関すること　　⇒　税務課 資産税係・滞納や還付に関すること　　　　　　　　⇒　税務課 収納推進室　電話0537-85-1174 |
| 市営住宅 | 〔維持管理課　公園住宅管理係（本庁舎1階）〕　電話0537-85-1124　FAX0537-85-1156・市営住宅の家賃関係　**対象者：現在、市営住宅に入居中の方**⇒　収入申告書、家賃等納付書、督促状等の各種通知 |
| 上下水道 | 〔上下水道課 水道料金お客様センター（本庁舎1階）〕　電話0537-85-7075　FAX0537-85-1150・水道料金　**対象者：御前崎市水道を利用されている方（簡易水道等を利用されている方は除く）**　⇒　水道料金の納付書等・下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、下水道事業受益者負担金・分担金　**対象者：下水道・農業集落排水処理施設を利用されている方**　⇒　下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、下水道事業受益者負担金・分担金の納付書等 |